

金武町公共施設個別計画

2021年3月

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	背景・目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	対象施設	3
第2章	金武町の公共施設の現状と課題	4
第1節	施設の保有状況	4
第3章	今後見込まれる施設維持管理・更新にかかる費用	5
第1節	施設維持管理・更新にかかる費用の推計結果	5
第2節	推計条件	6
第4章	施設整備の基本的な方針等	7
第1節	施設マネジメントの基本方針（「公共施設等総合管理計画」より抜粋）	7
第2節	維持管理の実施方針（「公共施設等総合管理計画」より抜粋）	8
第3節	施設長寿命化の基本方針	9
第4節	対策の優先順位の考え方	10
第5節	施設改修・更新時の施設方針見直し	15
第5章	長寿命化の実施計画	16
第1節	長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	16
第2節	財政制約ラインの設定	18
第3節	長寿命化の実施計画	18
第6章	計画のフォローアップ	19
第1節	情報基盤の整備と活用	19
第2節	推進体制の整備	19
第3節	フォローアップ	19
資料編	（～今後10年間の実施計画内訳～）	20

第1章 計画の概要

第1節 背景・目的

わが国においては、高度経済成長期に、多くの公共施設の整備が進められてきました。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後、大規模改修や修繕、建替えが必要となっています。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。

このような状況下で、国からも公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定が要請されることとなりました。本町においては、2016年度に「金武町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定しました。

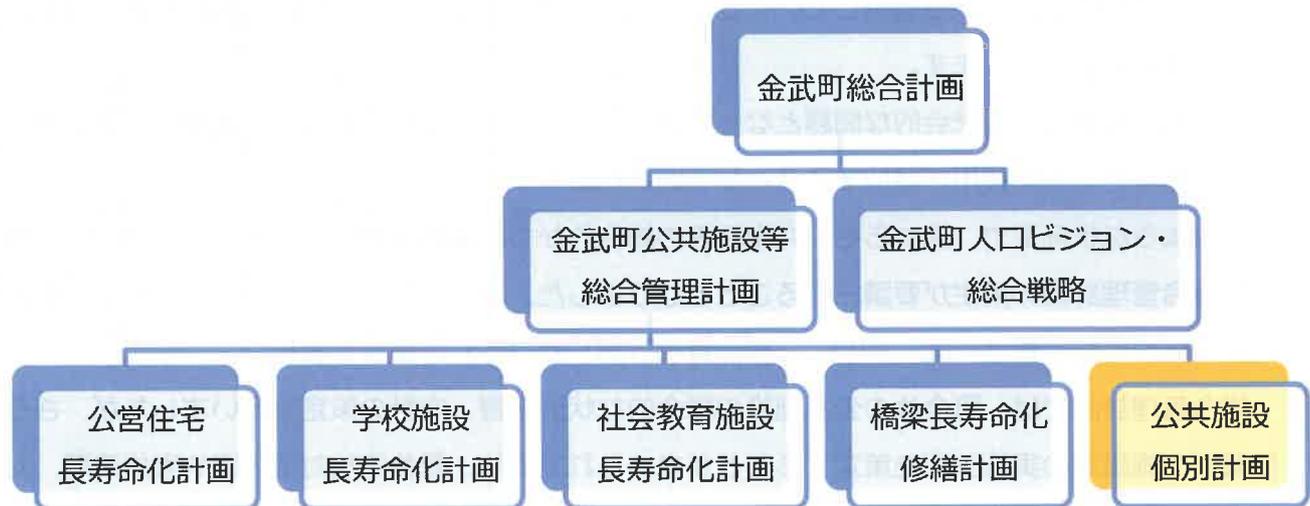
総合管理計画では、町全体の公共施設の総合的な状況把握、方針の策定を行いましたが、さらに個別の施設毎の実行計画を策定することが求められており、具体的な対策内容や実施時期、対策費用を考える必要があります。このため、本町の関連計画と整合を図りながら、施設の劣化状況を踏まえ、「金武町公共施設個別施設計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

総合管理計画は、本町の最上位計画である「金武町総合計画」を下支えする計画であり、本計画は、総合管理計画の下位計画として位置づけられます。

本計画では、総合管理計画に掲げる建物施設のうち、学校教育施設、社会教育施設、公営住宅、上下水道施設を除く（但し、伊芸地区農業集落排水処理施設は含める）施設に対し、維持管理方針を示すとともに、施設ごとの更新・改修等の対策内容や実施時期、対策費用を示します。

図表 1. 計画の位置づけ



第3節 計画期間

本計画の計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とします。この期間は総合管理計画の第1期後半5年間と第2期の前半5年間にあたるため、本計画内においても、計画期間を5年後ごとに前半と後半に分け、総合管理計画の見直し時期と重なる5年目に見直しを行います。なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとしてします。

第4節 対象施設

本計画では、総合管理計画に掲げる建物施設のうち、下記の施設を対象とします。2020年3月現在で、74施設159棟、総延床面積は約48,183.85㎡となります。

図表2. 本計画の対象施設

分類	施設数	棟数	総延床面積 (㎡)	備考
町民文化系施設	1	1	553.98	公民館施設は対象外
スポーツ・レクリエーション系施設	2	22	3,520.39	スポーツ施設は対象外
産業系施設	22	52	21,035.42	
子育て支援施設	3	7	2,829.55	こども園、子育て支援センターを対象
保健・福祉施設	3	4	5,977.25	
医療施設	3	5	7,003.46	
行政系施設	5	11	4,717.26	
公園	18	31	939.49	
簡易水道施設	1	3	166.50	
下水道施設	1	1	127.81	伊芸地区農業集落排水処理施設を対象
農業灌漑施設	2	6	293.00	
社会教育系施設	1	1	161.98	當山記念館を対象
その他	12	15	857.76	
合計	74	159	48,183.85	

※延床面積、施設数は2019年度末現在の総量です。

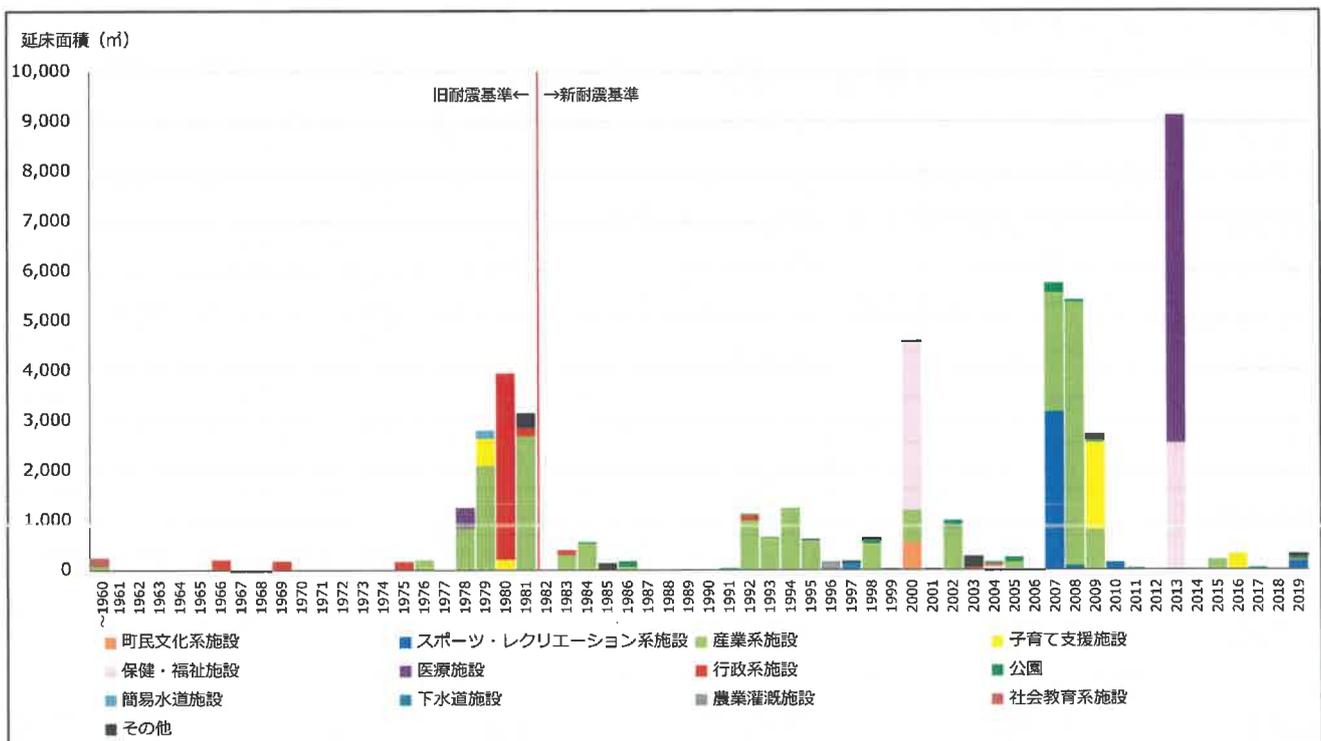
第2章 金武町の公共施設の現状と課題

第1節 施設の保有状況

築年別の整備状況をみると、旧耐震基準が適用されていた時期である1981年（昭和56年）以前に整備された建物は延床面積で12,125.48㎡あり、全体の約25.2%あります。該当建物は金武町役場庁舎、金武町役場有線放送センター、金武町立診療所、金武養豚団地などが該当します。なお、金武町役場庁舎については、耐震化対策が実施済みになっています。

2007年にはネイチャーみらい館や金武町特用林産物生産出荷施設、2013年には金武町地域医療施設や金武町ヘルスケアセンター、金武町海洋療法児童リハビリセンターなどを整備しました。

図表3. 築年別整備状況

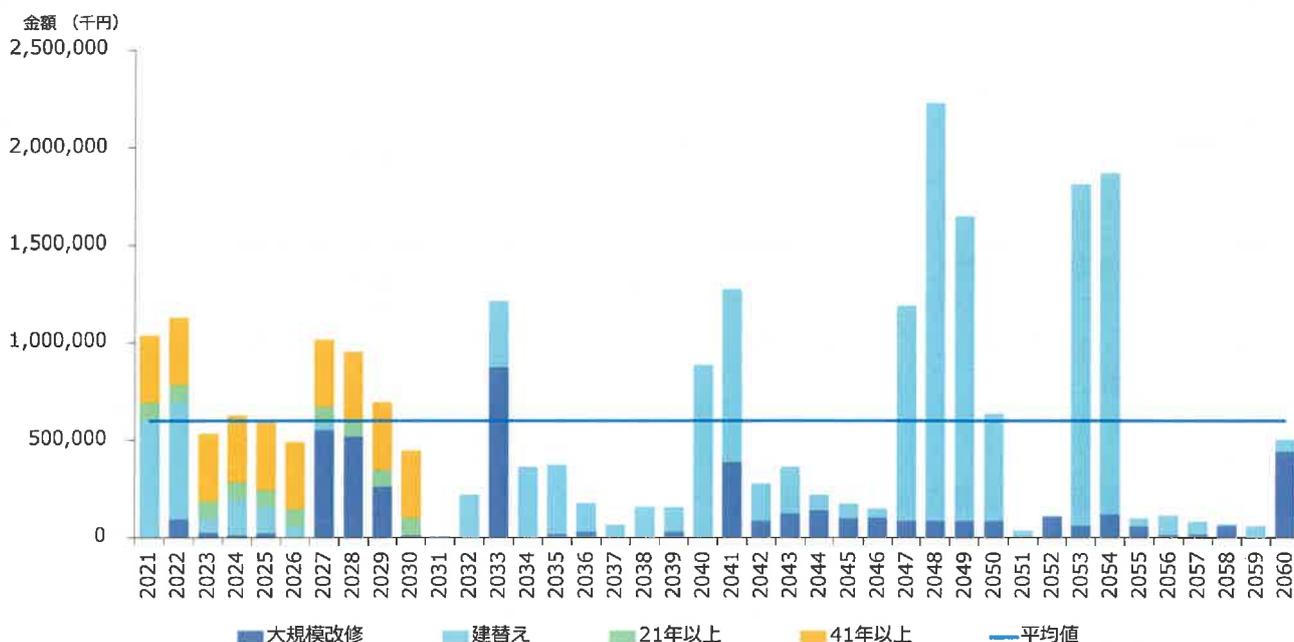


第3章 今後見込まれる施設維持管理・更新にかかる費用

第1節 施設維持管理・更新にかかる費用の推計結果

計画対象の建物を、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えた場合、今後40年間で240.1億円（年平均6.0億円）の更新費用がかかる見込みとなります。基本的に建物更新は一般財源で賄う必要があります。2015年度から2019年度までの普通建設事業費（住宅費、教育費、インフラ関係の支出を除く）は、年平均で約6.2億円であり、そのうち、一般財源充当額は1.3億円となっていますので、財源が不足することが懸念されます。

図表4. 将来更新費用推計（従来型）



図表5. 普通建設事業費の推移(億円)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	平均
普通建設事業費	8.0	6.4	1.9	4.7	9.8	6.2
うち、一般財源充当額	1.5	1.7	0.9	0.5	2.0	1.3

※住宅費、教育費、インフラ関係の支出を除く

第2節 推計条件

推計条件は以下の通りです。建替え周期や大規模改修周期、期間については、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書 付属エクセルソフト（文部科学省）を参考にしています。更新単価の建替え単価については、町内の公共施設の実績事業費から1㎡あたりの単価を算出しました（図表8参照）。

図表6. 更新費用推計に関する設定

項目	内容
計算方法	延床面積×更新単価
耐用年数	40年
大規模改修周期	20年
経過年数が21年以上30年以下の建物	今後10年間で大規模改修を行うものとして計算
経過年数が31年以上の建物	大規模改修は行わずに40年を経た年度に建替えるものとして計算
経過年数が40年以上の建物	今後10年間で建替えるものとして計算
建替え期間	2年間
大規模改修期間	1年間

図表7. 更新費用推計に関する更新単価

対象類型	大規模改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
全類型共通	96,000	384,000

図表8. 更新単価の算出に用いた施設

事業年度	施設名	建物名	延床面積	取得価額 （円）	1㎡当たり取 得価額（円）
2016	子育て支援センター	保育室・育児室	309.14	173,233,600	560,000
2019	パークゴルフ場	事務所	164.58	62,040,000	377,000
2019	屋嘉児童公園	便所	32.78	9,909,200	302,000
2019	金武町営住宅中川第4 団地	住宅	938.54	279,271,520	298,000
1㎡あたりの取得価額の平均（円）					384,000

第4章 施設整備の基本的な方針等

第1節 施設マネジメントの基本方針（「公共施設等総合管理計画」より抜粋）

総合管理計画では、公共施設を適正に管理していくために、公共施設の管理に関する目標や基本方針を定めています。

公共施設の管理に関する基本方針

1 既存施設の長寿命化

原則として数十年後の建物の更新費用を考慮し、施設を増やさず、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減する。

2 施設の複合化を促進

施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、町民ニーズの変化に適切に対応することを検討する。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討する。

3 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としらない人との公平性を考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要である。そのため、各施設の維持管理経費や利用者人数等の調査を毎年実施し、利用実態に合わせて必要に応じ、使用料などを見直す。

4 PPP/PFIの活用

町民サービスの低下を来すことなく、施設の運営費用が削減できる場合は、民間への委託等を積極的かつ計画的に推進する。

第2節 維持管理の実施方針（「公共施設等総合管理計画」より抜粋）

1 点検・診断等の実施方針

点検項目・点検頻度等について検討し、マニュアル等の整備を行う。点検・診断結果については、その結果を記録・蓄積して老朽化対策等に活用する。

2 安全確保の実施方針

高い危険性が認められた公共施設は利用禁止等の処置を行い、利用者の安全確保を図る。用途廃止され、利用される見込みのない施設については、速やかに除却・売却等の検討を行う。

3 耐震化の実施方針

耐震化診断を行い、診断結果に基づいて耐震改修工事を計画的に実施する。

4 統合や廃止の実施方針

施設の利用率、性能・安全性等によって施設を診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とする。

第3節 施設長寿命化の基本方針

建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリート中性化深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、耐用年数を目安に詳細診断（躯体の健全性調査）を実施し、結果が良好（圧縮強度 13.6N/mm²以上、中性化深さ 30 mm未満）であれば長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。

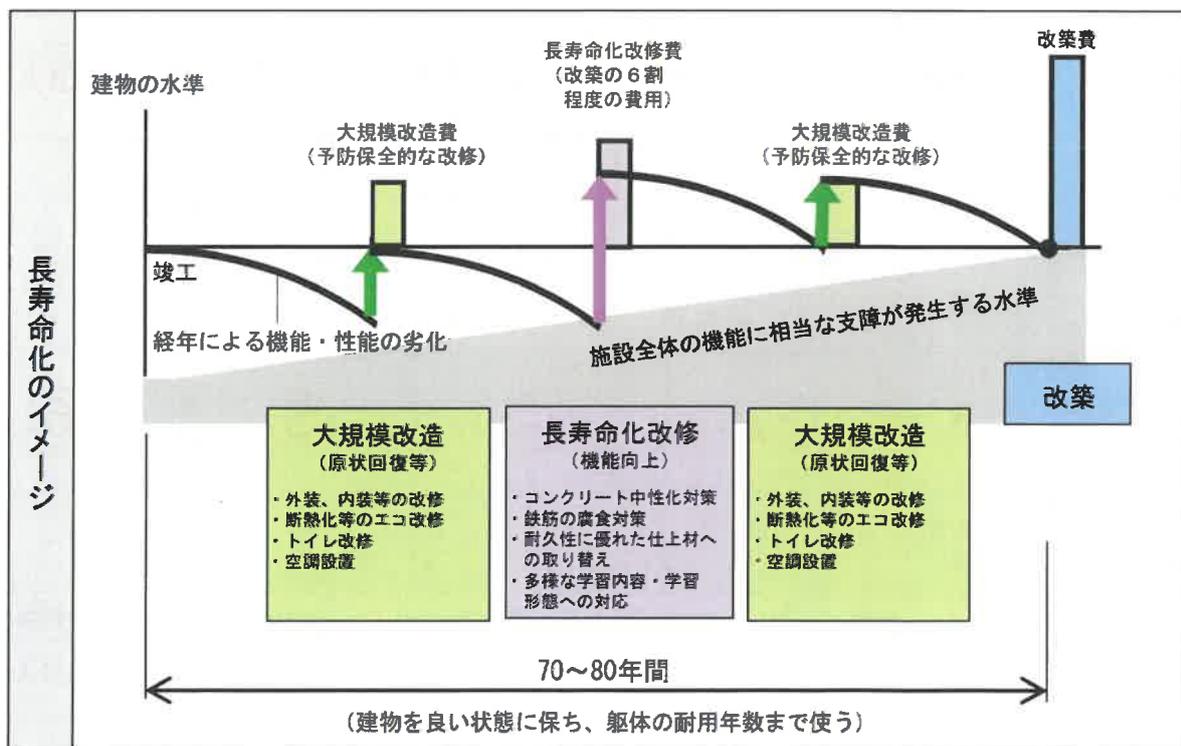
鉄筋コンクリート造と鉄骨造については、「図表 建築物全体の望ましい目標耐用年数」を根拠に、躯体の建築物を標準で 60 年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80 年以上使用する。

図表 9. 建築物全体の望ましい目標耐用年数

用途	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	
	高品質の場合	普通の品質の場合
学校、官庁 事務所など	80 ~ 100 年以上	50 ~ 80 年以上

※資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

図表 10. 長寿命化のイメージ（目標耐用年数 80 年）



※文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書より

第4節 対策の優先順位の考え方

劣化状況の評価指標である施設健全度や施設重要度、単位あたりのコストを考慮して、改修等の対策の優先順位を検討します。判定結果は、下記の図表 11 のように整理します。

図表 11. 保全優先度判定表

			施設健全度			
			I (40点未満)	II (40点以上 50点未満)	III (50点以上 60点未満)	IV (60点以上)
施設 重要度 I	単位あたり のコスト	高				
		低	①	②	③	④
		その他 ※				
施設 重要度 II	単位あたり のコスト	高				
		低	②	③	④	⑤
		その他 ※				
施設 重要度 III	単位あたり のコスト	高				
		低	③	④	⑤	⑥
		その他 ※				
保全優先順位 表の見方			①群に分類した施設が最も保全優先度が高く、②群以降は、その各番号順に優先度は低くなります。各群内での優先度は、原則として、単位あたりのコストが高い施設を優先しますが、各施設の状況等を考慮して判断します。			

※利用人数またはコスト情報が把握できないため単位あたりのコストが測定できない施設

<施設健全度>

200㎡以上の建物を対象に現地調査にて建物の施設健全度を点数化します。学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を参考に以下の劣化調査表を用いて調査を実施しました。

図表 12. 劣化診断調査票

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴 (部位の更新)		劣化状況 (複数回答可)		特記事項	評価
		年度	工事内容		箇所数		
1 屋根 屋上	<input type="checkbox"/> アスファルト保護防水 <input type="checkbox"/> アスファルト露出防水 <input checked="" type="checkbox"/> シート防水、塗膜防水 <input type="checkbox"/> 勾配屋根 (長尺金属板、折版) <input type="checkbox"/> 勾配屋根 (スレート、瓦類) <input type="checkbox"/> その他の屋根 ()			<input type="checkbox"/> 降雨時に雨漏りがある	部分的	校舎屋根と状況が同じであることを確認し、下屋を踏査。雨漏り跡部分的にあり。土砂の堆積あり。	B
				<input checked="" type="checkbox"/> 天井等に雨漏り跡がある			
				<input type="checkbox"/> 防水層に膨れ・破れがある			
				<input type="checkbox"/> 屋根葺材に錆・損傷がある			
				<input type="checkbox"/> 笠木・立上り等に損傷がある			
				<input checked="" type="checkbox"/> 樋や排水口を目視点検できない			
				<input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある			
2 外壁	<input checked="" type="checkbox"/> 塗仕上げ <input type="checkbox"/> タイル張り、石張り <input type="checkbox"/> 金属系パネル <input type="checkbox"/> コンクリート系パネル (ALC等) <input type="checkbox"/> その他の外壁 () <input checked="" type="checkbox"/> アルミ製サッシ <input type="checkbox"/> 鋼製サッシ <input type="checkbox"/> 断熱サッシ、省エネガラス			<input type="checkbox"/> 鉄筋が見えているところがある		亀裂、軽微な浮きが部分的にあり。	A
				<input type="checkbox"/> 外壁から漏水がある			
				<input type="checkbox"/> 塗装の剥がれ			
				<input type="checkbox"/> タイルや石が剥がれている			
				<input type="checkbox"/> 大きな亀裂がある			
				<input type="checkbox"/> 窓・ドアの廻りで漏水がある			
				<input type="checkbox"/> 窓・ドアに錆・腐食・変形がある			
				<input type="checkbox"/> 外部手すり等の錆・腐朽			
				<input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある			
部位	改修・点検項目	改修・点検年度	特記事項 (改修内容及び点検等による指摘事項)		評価		
3 内部仕上	<input type="checkbox"/> 老朽改修				B		
	<input type="checkbox"/> エコ改修						
	<input type="checkbox"/> 法令適合						
	<input type="checkbox"/> 空調設置						
	<input type="checkbox"/> 防犯対策						
	<input type="checkbox"/> 構造体の耐震対策						
	<input type="checkbox"/> 非構造部材の耐震対策						
<input type="checkbox"/> その他、内部改修工事							
4 電気設備	<input type="checkbox"/> 分電盤改修				B		
	<input type="checkbox"/> 配線等の敷設工事						
	<input type="checkbox"/> 昇降設備保守点検						
	<input type="checkbox"/> その他、電気設備改修工事						
5 機械設備	<input type="checkbox"/> 給水配管改修				B		
	<input type="checkbox"/> 排水配管改修						
	<input type="checkbox"/> 消防設備の点検						
	<input type="checkbox"/> その他、機械設備改修工事						
特記事項 (改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項が有れば、該当部位と指摘内容を記載)							
					健全度		
					82 / 100点		
					自動算定		

部位別劣化度の評価は、屋根・屋上と外壁は目視状況により、また、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修からの経過年数を基本に、部位ごとに A～D 判定の 4 段階で評価し、100 点満点で数値化します。

図表 13. 目視による評価基準 「屋根・屋上」、「外壁」

評価	基準	配点
A	概ね良好	100 点
B	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	75 点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	40 点
D	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある	10 点

図表 14. 経過年数による評価基準 「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」

評価	基準（部位の全面的な改修年からの経過年数）	配点
A	20 年未満	100 点
B	20～40 年未満	75 点
C	40 年以上	40 点
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合	10 点

図表 15. 部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60.0

※部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表」を参考に、同算定表における「長寿命化」の 7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

図表 16. 健全度の計算式

$$\text{健全度} = \text{総和（部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分）} \div 60$$

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

計算例)

	評価		評価点	×	配分	=	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8	=	800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292
						計	3,148
						÷	60
						健全度	52

<施設重要度>

施設重要度は、以下の図表 17 のとおり 3 段階に分類しました。

図表 17. 施設重要度

重要度	区分	例
I	町役場および避難所指定施設、医療施設	金武町役場、金武町総合保健福祉センター、金武資診療所、金武町伊芸地区集会所、喜瀬武原地区農民集会所
II	避難所指定がなく、かつ 200 m ² 以上の建物	こども園、金武町特産品加工施設、金武町屋嘉地区共同作業施設、金武町海洋療法児童リハビリセンター 等
III	上記以外の建物	公園（トイレ）、倉庫、灌漑施設、霊園等

<単位あたりのコスト>

施設の単位あたりのコストの評価は、各施設の支出合計を把握し、支出金額を施設の利用者数で除した値により評価しています。なお、コスト又は利用状況が把握できない施設は「その他」に分類します。

$$\text{単位あたりのコスト} = (\text{支出合計} - \text{収入合計}) \div \text{延床面積}$$

施設健全度、施設重要度を踏まえて対象施設を以下の図表 18 のように整理しました。

図表 18. 保全優先度判定表

		施設健全度			
		I (40点未満)	II (40点以上50点未満)	III (50点以上60点未満)	IV (60点以上)
施設重要度	高	・金武町役場 保健福祉課		・金武町役場	・金武町ヘルスケアセンター
	低				・喜瀬武原地区農民集会所 ・金武町総合保健福祉センター ・金武町地域医療施設
	その他※	・金武町ダム事務所（水道課）			・金武町伊芸地区集会場 ・金武町立診療所
単位あたりのコスト	高	・金武町研修施設 ・嘉芸こども園 ・金武火葬場			・ネイチャーみらい館 ・金武町特産品物産センター ・金武町特用林産物生産出荷施設 ・子育て支援センター ・金武町海洋療養児童リハビリセンター
	低				・金武町特産品加工施設 ・金武町堆肥センター ・漁村総合センター ・金武町商工業研修等施設 ・荷捌場施設 ・金武町屋嘉地区共同作業施設 ・金武こども園 ・金武町葬斎場
	その他※		・金武養豚団地		・家畜ふん尿処理施設（金武地区） ・前原地区家畜ふん尿処理施設 ・漁船保全修理施設 ・家畜ふん尿処理施設（伊芸地区） ・家畜ふん尿処理施設（並里地区） ・家畜ふん尿処理施設（屋嘉地区） ・家畜ふん尿処理施設（屋嘉地区2） ・金武町フィッティングセンター ・伊芸海浜公園
施設重要度	高	・倉庫（金武町役場駐車場内） ・宮城原霊園 ・シツチ霊園 ・屋嘉霊園	・金武地区公園 ・伊芸地区農業集落排水処理施設	・ごみ処理場管理小屋	
	低	・作業用建物及び管理棟（町営苗畑） ・金武町役場 有線放送センター ・オランダ森緑地公園 ・大川児童公園 ・屋嘉西児童公園 ・モーシヌ森公園 ・浜田原公園	・中川近隣公園 ・伊芸地区公園	・スポーツ広場	・金武児童公園 ・がじまる公園 ・金武アクティブパーク
	その他※	・當山記念館 ・堆肥舎 ・パキウムカー車庫 ・屠場 ・雄飛が丘ふれあいガーデン ・伊芸地区簡易浄水場施設 ・宇謝/前原地区灌漑施設	・福花原公衆トイレ1 ・いしじゃ公衆トイレ	・武田原公衆トイレ1 ・武田原公衆トイレ2 ・福花原公衆トイレ2	・パークゴルフ場 ・上ヌ毛公園 ・中川児童公園 ・仲畑慶原公園 ・屋嘉児童公園 ・屋嘉地区灌漑施設 ・金武ダム倉庫

第5節 施設改修・更新時の施設方針見直し

既存施設の更新（大規模改修、建替え）を行う場合には、施設の再編（多機能化・集約化、複合化など）や用途転用、民間活用など活用方針の見直しを行うこととします。

図表 19. 施設方針の見直しについて

行政利用検討	劣化状況を踏まえて更新・改修等の工事予定年度を判定した後、行政財産としての庁内での利用意向を確認します。民間活用の可能性がある施設については、民間活用を検討します。
民間活用	施設の運営費用が削減できる場合は、指定管理など民間への委託等を行います。また、民間事業者から対象施設に関する運営提案があった場合は、本町の施策や公共施設マネジメントに大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本町との対話と協議を経て事業化を検討します。
民間提案制度	民間活用の可能性がある施設について、民間事業者から対象施設に関する提案を求めます。本町の施策や公共施設マネジメントに大きく貢献する提案を選定し、民間事業者と本町との対話と協議を経て事業化を検討します。

第5章 長寿命化の実施計画

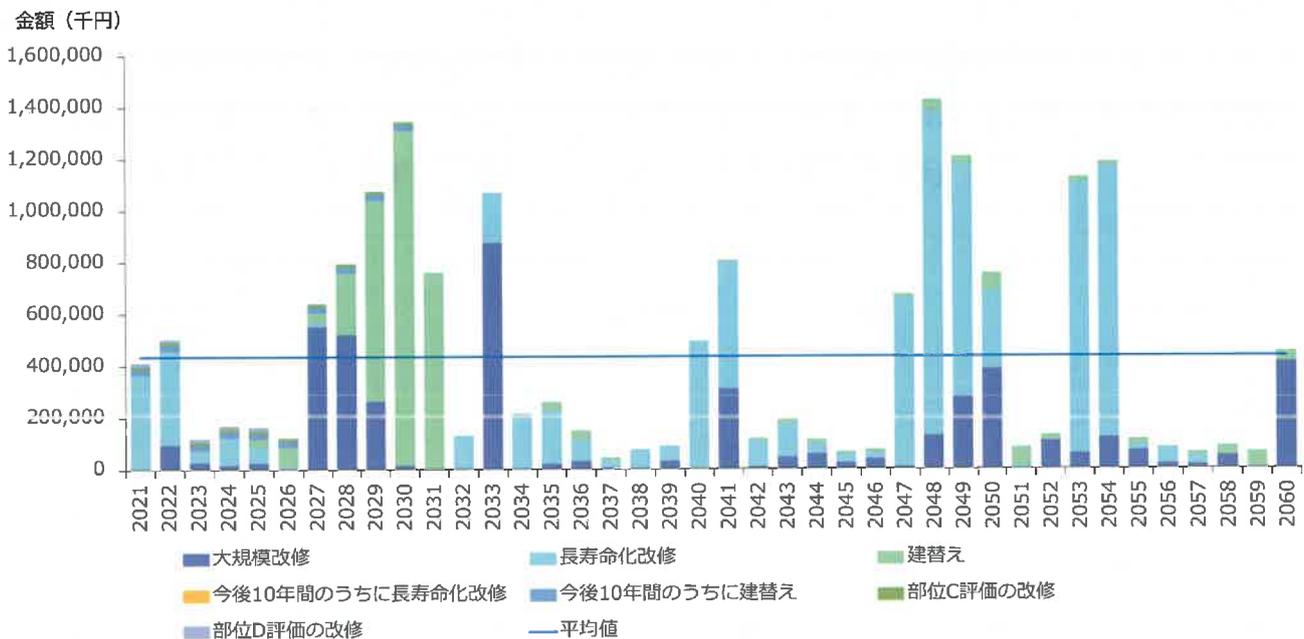
第1節 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

施設再編方針及び構造躯体の健全性、部位別劣化度を考慮し、長寿命化の効果を反映した更新費用推計を行います。

長寿命化型の更新では、予防保全的に長寿命化対策を行うことで、建物を保全し、躯体の耐用年数まで使用することを目指します。躯体の目標耐用年数の中間年で、新築時の整備水準を超える大規模改修を行い、さらに、部位の更新時期に合わせて20年周期で修繕を行うことで、建築物を使用している間、建築物に求められる性能が確保できる状態を維持できるとされています。従来型から長寿命化型に転換することで、目標耐用年数まで躯体を使用することができます。

上記の条件での試算を行った結果、40年間の維持・更新コスト総額は、173.5億円という結果となり、従来型の場合より、約66.6億円コストが減少する結果となりました。

図表 20. 長寿命化型の将来更新費用推計



図表 21. 長寿命化対策を実施した場合の削減額

	今後40年間の総額	1年当たりの費用
従来型	240.1億円	6億円
長寿命化型	173.5億円	4.3億円
削減額	66.6億円	1.7億円

図表 22. 長寿命化型の更新費用推計に関する設定

項目	内容
計算方法	延床面積×更新単価
耐用年数	長寿命化する場合：80年 建替え・要調査の場合：50年
大規模改修周期	20年 ※建替え、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない
長寿命化改修周期	40年
部位修繕： 劣化調査結果D判定	今後5年間で以内に実施 ※建替え、長寿命化改修、大規模改修を 部位修繕期間内に実施する場合を除く
部位修繕： 劣化調査結果C判定	今後10年間で以内に実施 ※建替え、長寿命化改修、大規模改修 を部位修繕期間内に実施する場合を除く
建替え期間	2年間
長寿命化改修期間	2年間
大規模改修期間	1年間

図表 23. 部位修繕コスト設定（建替え単価に対する割合）

屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	機械設備
3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%

図表 24. 長寿命化型の更新費用推計に関する単価

対象類型	大規模改修（円/㎡）	長寿命化改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
全類型共通	96,000	230,000	384,000

第2節 財政制約ラインの設定

2015年度から2019年度まで住宅費、教育費、インフラ関係の支出を除く公共施設にかかる投資的経費は、年平均で約6.2億円です。これを毎年の更新費用の上限額（財政制約ライン）として設定します。

図表 25. 普通建設事業費の推移(億円)

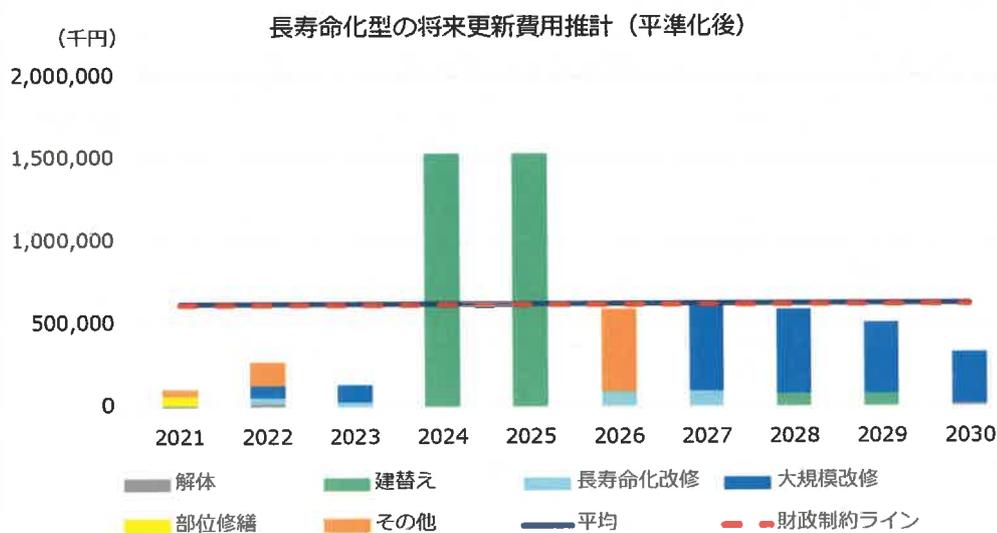
年度	2015	2016	2017	2018	2019	平均
普通建設事業費	8.0	6.4	1.9	4.7	9.8	6.2
うち、一般財源充当額	1.5	1.7	0.9	0.5	2.0	1.3

※住宅費、教育費、インフラ関係の支出を除く

第3節 長寿命化の実施計画

施設保全優先度、財政制約ライン6.2億円を基に、今後10年間の各年度の対策費用を平準化しました。2024年度、2025年度は庁舎建替えに伴い31億円要する見込みです。なお、施設ごとの実施計画の内訳については、資料編にて取りまとめています。

図表 26. 長寿命化型の将来更新費用推計（平準化後）



※解体費用については、『公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果』（総務省自治財政局 平成25年）を参考に28,000円/m²として算出。

第6章 計画のフォローアップ

第1節 情報基盤の整備と活用

施設マネジメントシステムを活用して、施設の基本情報、光熱水費をはじめとする維持管理運営経費、工事履歴や劣化調査結果等を一元管理していきます。

第2節 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、公共施設マネジメント担当課を中心とした全庁的な体制で対応を図ります。また劣化調査や日常の施設管理の質を向上させるため、施設所管課と公共施設マネジメント担当課が協力し、調査の実施や不具合箇所の早期把握と対応を行っていきます。

第3節 フォローアップ

本計画は、対象施設の改修や建替えの方針及び工事概要を計画づけるものです。計画に位置付けられた事業は、優先度判定や事業の方向性検討等の手続きを経て予算要求することとし、当該年度の予算査定において与えられた財源の中で確定するものとします。

また実施計画及び各年度の工事实績についても施設マネジメントシステムにおいて管理し、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、計画の確実な推進を図ります。

～資料編～

(今後 10 年間の実施計画内訳)